

国保コーナー

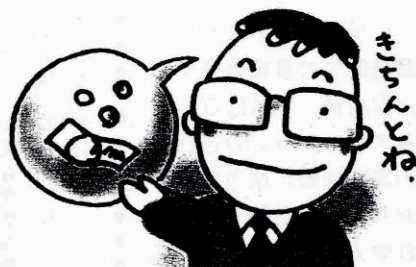
保険税は忘れずに

納期内に納めましょう

みなさんが病気やけがをしたときの医療費は、国などの補助金とみなさんに納めていただいた保険税によってまかなわれています。そして、その保険税は加入者の一人ひとりが公平に負担するように決められていますので、一人でも保険税を納めないひとがいるとほかのひとの負担が重くなってしまいます。そんなことにならないように、保険税をきちんと納めましょう。

国保税の納期限

期 別	納 期 限
第 1 期	平成7年7月31日(月)
第 2 期	平成7年8月31日(木)
第 3 期	平成7年10月2日(月)
第 4 期	平成7年10月31日(火)
第 5 期	平成7年11月30日(木)
第 6 期	平成8年1月31日(水)
第 7 期	平成8年2月29日(木)
第 8 期	平成8年4月1日(月)



平成7年度
第1期納期限は
7月31日(月)です

※課税についてのご質問・納付についてのご相談は、役場環境保健課国保係 (☎43-1900) へご連絡下さい。

水辺にやすらぎ 心にゆとり



▲旧バイパス附近の大竹川(河口附近)

私達の生活に憩いとうるおいを与える水と緑のオープンスペースとして親しまれ利用されてきた河川が、ごみの不法投棄や汚濁水の放流等によりその美しさが損なわれ、さらには海域にまでその影響を及ぼしています。

河川や海岸のもつ美しい自然環境は、私達の共有財産であるという認識をもち、この美しい自然を保全していくことが私達に課せられた使命であり、責務であります。

本年も7月1日から31日までの一カ月間を「河川海岸愛護強調月間」として、この運動が展開されますので、全町をあげてこの運動を推進し、環境美化に努めましょう。

宝くじ助成事業

音響設備機器を購入

平成7年度「全国自治宝くじ」の助成を受け、農業者トレーニングセンターに屋内と屋外用の音響機器が設備されました。

これまでは「三隅ふるさとまつり」の芸能発表や各種講演会等に利用されていましたが、機械が古く音質の低下やノイズなど利用者から苦情や改善要望等がでていました。

このたびの屋内用機器は、出力・音質ともアップし、各種大会等の利用に大変効果を発揮できることと思います。また移動可能な屋外用は、各自治会での運動会やスポーツ大会に活用でき、これにより住民の親睦の輪が広がることを期待されます。

▼改善された放送機器(左：屋内用・右屋外用)

